#### 7 官業スリム化

#### (1) 官業改革分野

事 項 当会議の見解 ④ 独立行政法人の更 本文第1段落、第2段落関係 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の内容 なる改革の必要性 「修正意見」 については、当然のことながら、当会議としても十分に承知している。独立 イ 独立行政法人雇 ○「、民間事業者によっても供給可能なものであり、民業の圧迫となっている|行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)については、同計画 用・能力開発機構の のではないか、また、そもそも業務自体」を削除。 に記された内容が実施されるのは当然であるが、それらを適切に推進するた 改革 めにも、当会議においても必要な審議を行うべきと考える。 「修正理由] ○下記『「職業能力開発業務」に係る記述関係』の考え方のとおり、民間でで┃ (厚生労働省) 機構の行っている「雇用開発業務」「職業能力開発業務」「私のしご きるものは民間に委託して実施しており、民業の圧迫には当たらないため。 | と館 | 「勤労者財産形成促進業務 | については、単なるニーズの存在で はなく、如何なる「市場の失敗」が存在しており、機構という公的主体 「考え方〕 |独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。) については、昨 | でなくては、これを解決し得ないとする説得的な理由が明らかとされて 年末の「独立行政法人整理合理化計画(以下「整理合理化計画」という。)」に │ いないと考える。したがって、機構がこれらの事業を実施する根拠につ おいて「法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業 | いては、更に厳格な検証を行うべきである。 能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民 御指摘の点をも含め、今後、当会議において、更に審議を深めていき 間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価したい。 を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行 う。」とされたところである。 このため、厚生労働省においては、学識経験者、経済界、労働界、民間教育 訓練機関や地方公共団体等の有識者からなる「雇用・能力開発機構のあり方検 討会」(座長: 庄山悦彦(株) 日立製作所取締役会長) を開催し、実際に、職 業能力開発総合大学校やポリテクセンター関東を御視察いただきながら、検討 を行っているところである。 また、同機構の運営する「私のしごと館」については、整理合理化計画にお いて、「運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、 その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。 とされたことを踏まえ、経済界、教育界等の有識者からなる「私のしごと館の あり方検討会」(座長:加藤丈夫(株)富士電機ホールディングス相談役)を 開催している。実際に「私のしごと館」も御視察いただきながら、3回の検討 を行っていただき、「私のしごと館の包括的民間委託の視点・考え方」が取り まとめられた。現在、これに基づき委託手続きを実施しているところであり、 今後、整理合理化計画に基づいて包括的民間委託を行った上で、外部評価、存 廃を含めた在り方についての検討を行うこととなる。 上記の通り、機構の在り方については、閣議決定に従って検討を進めていく 必要があり、貴会議の意見案は、これに沿った形での各業務の精査を求めてい

るものと理解する。

# 「雇用開発業務」に係る記述関係

### 「考え方〕

雇用開発業務(相談等業務)については、雇用管理全般の遅れ等から人材確保等が進まない中小企業事業主の雇用管理の改善を図るため、雇用管理アドバイザー等の民間の専門家を活用しつつ、機構が蓄積する雇用管理全般に関する総合的な知識・ノウハウを提供しているところであるが、本業務を効果的に推進するためには、助成金支給業務と一体的(※)に実施することが必要である。

助成金支給業務は、都道府県との連携において産業及び地域の実態に合わせた一元的な政策の下に実施される必要があり、不適正な受給に対する返還業務等の実務面も踏まえれば、民間企業で行うことは不適切であり、機構で行うことが適切であると考えている。

※中小企業事業主が助成金を受給するためには、中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を都道府県知事から受ける必要があり、機構は、中小企業事業主が当該認定を受けるため又は当該認定を受けた計画に基づく措置を着実に実施させるため、相談等の支援を行っている。

# 「職業能力開発業務」に係る記述関係

#### 「修正意見」

○「供給が不可能とする理由はなく、むしろ」を「供給が可能なものもあり、」 に、「提供できるのではないか」を「提供できるものもあるのではないか」 に修正。

#### 「修正理由」

○下記考え方に記すとおり、民間でできるものは、既に民間に委託して実施しており、「民間訓練機関による職業訓練の供給が不可能とする理由はない」との記述は不適切であるため。

# [考え方]

離職者訓練のうち、主に事務系科目や資格取得を目指すような訓練など、地域の民間教育訓練機関等で実施されている訓練については、「民間にできることは民間に任せる」という考え方のもと、既に民間に委託して実施しているところである。他方、機構自らが実施しているものづくり系の訓練については、高額な機器や施設・設備を必要とするため、民間教育訓練機関等ではほとんど実施されていない。

また、機構自らが実施するものづくり系の訓練については、各都道府県に設

置した「訓練計画専門部会」において、有識実務者、民間教育訓練機関、都道府県関係者の参画の下、機構の各施設から概ね通所可能な範囲である半径40km 圏内において民間教育訓練機関及び都道府県が実施する訓練コースとの重複がないか、訓練ニーズを踏まえた訓練設定となっているか等、個別訓練科ごとの適否について審査・決定して行っており、民業圧迫という事実も存在しない。なお、ものづくり系の職種の有効求人倍率は高い水準で推移しており、中小企業を中心に恒常的に人手不足に陥っていることから、地域の中小企業の人材の確保・育成が必要であり、また、「雇用・能力開発機構のあり方検討会」においても、民間教育訓練機関担当者より「ものづくり系の訓練については、国の力がないと維持していけない」、地方自治体担当者より「地域の職業訓練を考える場合には、機構抜きには考えられない」といった主張がなされており、国が積極的に支援を行う必要性があると考えている。

「私のしごと館」については、その設置・運営は、国の職業キャリア教育施策の一環として行っているものであるが、「私のしごと館のあり方検討会」において、職業キャリア教育に国が関与することの必要性に異論はなかった。

いずれにしても、「私のしごと館」については、整理合理化計画に基づき、 包括的民間委託を行った上で、外部評価、存廃を含めた在り方について検討を 行うこととなる。

## 「勤労者財産形成促進業務」に係る記述関係

「修正意見」

○関係部分を削除。

「修正理由及び考え方〕

○財形融資は、財形貯蓄を行っている勤労者に対する相互共済的な還元融資であり、事業主が自社の福利厚生制度の一つである社内融資として導入するものであることから、民間金融機関の事業活動に何ら影響を与えるものではない。

# 本文第5段落関係

上記に記載したことをはじめ、機構は、失業者やフリーターなど職業能力形成機会に恵まれない方々に対する訓練機会を提供するなど、市場原理では機能しない部分や民間で実施することが不適当又は実施されない事業を行っているところであるが、機構の在り方については、前述のとおり、整理合理化計画に沿って、検討を進めていくこととする。

# ウ 独立行政法人航海 訓練所の改革 (国十交诵省)

### 【意見】

本事項について、全文削除されたい。

### 【理由】

日本人外航船員が極端に減少し、内航船員不足が顕在化する中で、海上運送 | 得ないとする説得的な理由が明らかとされていないと考える。したがっ 法の一部改正、トン数標準税制の導入が実現し、今後、安定的な我が国海上輸 送を支えるヒューマンインフラとして船員の増加を図るための施策が導入さしべきである。 れた。

船員の養成のためには、商船系大学・商船高専・海技教育機構等の教育機関 | 成 20 年 3 月 25 日閣議決定)及び「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 と一体となって航海訓練所による乗船訓練を実施することが必要不可欠であ る。また、我が国の、特に内航海運企業の多くを占める中小零細企業にあって は自ら訓練を行う余力はないことから、国の責任において船員を養成していく 必要があり、航海訓練所という公的主体が本訓練を実施することには合理的根 拠がある。

航海訓練所については、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24 日閣議決定)及び「規制改革推進のための3か年計画」(平成20年3月25日 閣議決定) で措置すべきとされた「社船実習の活用」、「帆船実習の見直し」、「自 己収入の増大」等の内容に沿って、抜本的改革を着実に進めている。

今後も、現在進めている改革の結果を十分に検証した上で、不断の見直しを 行い、改革を進めて参りたい。

当会議としては、独立行政法人航海訓練所(以下「訓練所」という。) の業務については、単なるニーズの存在ではなく、如何なる「市場の失 敗」が存在しており、訓練所という公的主体でなくては、これを解決し て、訓練所が本事業を実施する根拠については、更に厳格な検証を行う

なお、当会議としては、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平 年12月24日閣議決定)の決定事項が確実かつ十分に実施されるとともに、 業務の不断の見直しを行っていくことは、当然のことと考えているところ。

# ウ 独立行政法人航海 訓練所の改革 (文部科学省)

現在、年間 1.270 名の商船系大学・商船高専の学生が、教育の課程として、 航海訓練所における航海実習を受講(卒業・修了の要件)しており、これを社│実習に民間の船舶を活用している例も多いことから、独立行政法人航海 船実習により代替するためには以下の条件を満たすことが必要であると考え る。

- ① 社船実習については航海訓練所の実施する実習と同等の規模・質・回数 ≠を深めていきたい。 で実施できること
- ② 景気動向が社船実習に影響を及ぼさないこと
- ③ 学生の囲い込み等適正な就職活動を阻害しないような教育への配慮が されること

また、今後、航海訓練所が実施する乗船実習の一部を社船実習で代替するこ とが予定されているが、社船実習による代替が予定されているのは、通算1年 間に及ぶ航海訓練期間うち、後半6か月の部分のみであり、航海訓練の前半部 分6か月の部分については予定されていない。

こうした点を踏まえ、航海訓練所の改革を行う際には、商船系大学・商船高 専において実施している海洋人材育成に悪影響が出ることのないよう配慮す る必要がある。

当会議としては、本文中でも述べたとおり、諸外国においては、乗船 訓練所における訓練を民間に委ねることも可能ではないかとの問題意識 を有している。御指摘の点をも含め、今後、当会議において、更に審議

# 工 独立行政法人航空 大学校の改革 (国十交诵省)

我が国において、高質な操縦士の確保は、空港の整備等と並んで航空輸送に おいてインフラ的な重要な役割を果たすものであり、国全体として安定的な操しの業務については、単なるニーズの存在ではなく、如何なる「市場の失 縦士の供給能力を確保しておく必要がある。近年航空市場に参入した航空会社│敗」が存在しており、大学校という公的主体でなくては、これを解決し において、操縦士不足の問題が顕在化し、運航計画便が大量に欠航になるとい う事態が国会の場において問題視されたように、欧米諸国と比べ操縦士の供給 能力が脆弱な我が国においては、国として、航空大学校を通じて、安定的に高一べきである。 質な操縦士を養成する必要があると認識している。なお、諸外国においても、 操縦士養成課程を有する私立大学や民間のパイロットスクールの整備が進ん|おいて策定された「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成 20 年 でいるものの、安定的に高質な操縦士を養成するとともに、広く有用な人材を 発掘し育成する観点から、国立の操縦士養成機関や国公立大学の操縦士養成課┃を行う所存である。 程が並存しているところである。

国土交通省では、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣 議決定)及び「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25 日閣議決定)を受けて、受益者負担の拡大、民間養成機関への技術支援、航空 大学校の業務の在り方等について検討を行うため、外部の有識者等からなる検 討会を省内に設置して議論を行っているところであり、平成22年度に航空大 学校の業務の在り方について結論をとりまとめることとしており、3段落目及 び4段落目の記述は受け入れられない。

当会議としては、独立行政法人航空大学校(以下「大学校」という。) 得ないとする説得的な理由が明らかとされていないと考える。したがっ て、大学校が本事業を実施する根拠については、更に厳格な検証を行う

その一環として、当会議としては、当会議と貴省との議論を踏まえ政府に 3月25日閣議決定)の措置事項について、引き続き厳密なフォローアップ